

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：東下組棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧下条村】

東下組棚田

範囲については、別添 1 のとおり添付すること。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・各棚田において令和 11 年度まで耕作放棄率 0 %を維持する。

イ 担い手の確保

- ・東下組棚田において、地域おこし協力隊の制度を活用しながら担い手を 1 名以上確保する。

ウ 生産性・付加価値の向上

- ・農道コンクリート舗装 380m
- ・農道再生アスファルト敷設 400m
- ・農道拡幅工事 50m
- ・水路整備 110m

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- ・東下組棚田において棚田米の年間販売量 6,000 k g を 5 年間維持する

イ 自然環境の保全・活用

- ・有機農業の実施（まずは一部棚田で無農薬、減化学肥料栽培に取り組む）
- ・鳥獣被害撲滅、捕獲活動の実施

ウ 良好な景観の形成

- ・展望台に石で製作したモニュメントを設置する

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・さわらび祭りで交流人口を 5 年間で 30 名増加させる

イ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・東下組棚田で慶地の棚田展望台の維持、管理を継続するとともに、ユーチューブやホームページ等を通して広く PR し訪問客の増加を図る。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・各棚田において耕作放棄率0%を維持するために、生産組合や認定農業者と連携して耕作放棄防止の取り組みを継続する。

イ 担い手の確保

- ・地域おこし協力隊継続との第4期、5期の受け入れ体制を整備しつつ募集を継続するとともに、制度を活用して農業の担い手確保を促進する。

ウ 生産性・付加価値の向上

農道と水路整備を実施する

- | | |
|---------------|------|
| ・農道コンクリート舗装 | 380m |
| ・農道再生アスファルト敷設 | 400m |
| ・農道拡幅工事 | 50m |
| ・水路整備 | 110m |

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- ・東下組棚田において棚田米を5年間で30トン販売する

イ 自然環境の保全・活用

- ・有機農業の実施（まずは一部棚田で無農薬、減化学肥料栽培に取り組む）
- ・檻の設置及び銃による有害鳥獣の捕獲活動の実施
- ・周辺の草刈りやエサとなる野菜残さ等の除去などによる野生鳥獣を寄せつけない環境の整備
- ・鳥獣用の威嚇装置（爆音機等）の設置による野生鳥獣を寄せつけない環境作り

ウ 良好な景観の形成

- ・展望台頂上に石で製作したモニュメントを設置して魅力ある展望台と棚田のシナジー効果で来場者増を図る
- ・展望台の来場者増により棚田の耕作者のモチベーションアップを図り、棚田の維持管理が継続されることで、棚田景観が維持され、良好な景観形成に繋がる

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・さわらび祭りで交流人口を5年間で30名増加させる

イ 棚田を観光資源とした地域振興（努力目標）

- ・東下組棚田で慶地の棚田展望台の維持、管理を継続するとともに、ユーチューブやホームページ等を通して広くPRし訪問客の増加を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

東下組棚田地域振興協議会は十日町市、農業者団体、東下組分館、一般住民団体で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項